C_{26} ＝ 0.03039
C_{27} ＝ 0.027
C_{28} ＝ 0.0270
C_{29} ＝ 0.0271
C_{30} ＝ 0.02724
$C_{令元}$ ＝ 0.02713
$C_{令2}$ ＝ 0.02147
$C_{令3}$ ＝ 0.02174
$C_{令4}$ ＝ 0.00345
$C_{令5}$ ＝ 0.00475
$C_{令6}$ ＝ 0.00719

算式ＸⅨ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{750\text{円} \times A}$$

平成28年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が0.750に満たないときは0.750とする。

また、平成28年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成28年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times 0.475$ が0.570に満たないときは0.570とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ＸⅨの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第102条第１項第１号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成28年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号Bの地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第43条第２項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に100,000を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第３の14のＡに定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得

C_{26} ＝ 0.028
C_{27} ＝ 0.027
C_{28} ＝ 0.0271
C_{29} ＝ 0.0271
C_{30} ＝ 0.02729
$C_{令元}$ ＝ 0.02136
$C_{令2}$ ＝ 0.02151
$C_{令3}$ ＝ 0.00144
$C_{令4}$ ＝ 0.00345
$C_{令5}$ ＝ 0.00475

算式ＸⅨ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{553\text{円} \times A}$$

平成28年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が0.750に満たないときは0.750とする。

また、平成28年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成28年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times 0.475$ が0.570に満たないときは0.570とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ＸⅨの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第102条第１項第１号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成28年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号Bの地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第43条第２項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に100,000を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第３の14のＡに定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得